



令和元年8月8日
(照会先)
経営企画部広報室
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

機構元職員による保険料等の着服について

米沢年金事務所 厚生年金徴収課に在籍していた元職員(40代男性)が、事業所より現金で領収した保険料等の一部を着服(当機構の調査で判明した保険料等の着服額: 4事業所分約11百万円)していたことが判明したため、本日、山形県米沢警察署に被害届を提出いたしました。

このような事態が生じたことは、誠に遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

当機構といたしましては、今般の不祥事を重く受け止め、再発防止に取り組み、職員の規範意識の向上に努めてまいります。

以上